



# 歩すかしい成人教育

## 進歩がとまらない心性をつくること



### 公民館活動は自動車で

トヨペットを入れた新津公民館

新津公民館では、市の水道課より小型四輪車(トヨペット普通型モロ付)積載車荷物一トン、人員八人乗り一台を下げてもらい、八月以来、社会教育の第一線に活用している。

この自動車は、新津市社会教育課、公民館各分室もよく使われる書類が主催する事業などびに、公民館(共健)による社会教育

### 青少年向図書目録

#### 第一回分で見る

参考文献のあつた文部省の青少十一社の四十五冊が登載された年向図書の選定制度は「図書目録」が、登載図書についての書名、内規制で発足、このほどその第一回分ができた。これは本年十才までのものを対象として発行された新刊書で、登載の申出があつたものを社会教育審議会読書指委員会が審査した結果選定して考へられたのである。第一回分は二

主要字句を二つの項目として、これを五十箇所に記入したもので、法律の内容検索と解説に益することが多い。

△B6判 上製本 三六〇ページ  
△三〇〇円(送料別負担)  
△申込は県公運事務局へ。  
日本国書目録34年版完成

に由るが、どういふ本があるのか見当がつかぬのが実情である。しかしどんな本があるよせていることを知らせることが筆まっている。

良書はこれで迷う

### 社会教育関係法令

社会教育の実務は本書で

社会教育関係法令が出版されれた。

本書は社会教育関係のあるゆる法令が網羅収載されてあるうえ、読者が眞に社会教育法令を理解できるよう重要な場合には案じて

参考文献と改訂沿革が注記され、その要旨や法令相互の関連が容易にとらえられるよう便覧かはかられている。

参考文献

参考文献

参考文献

参考文献

参考文献

参考文献

### 寄贈めぐら

10月20日

下山村公

北村公

いわむる(岩室村公)

寺山公

大日町公

越後公

福井公

新井(入佐村公)

津山町公

北村公

北村公

庄野(須坂村公)

北村公

# 字重ポスター入選作

【評】樋口弘雄(本会理事)



西津市野浦校六年 羽豆和代

【評】公民館の利用をこの生徒は図書でとり上げている。女の子はとかく繊細な絵を書きがちで特に書籍など書く時にはそれが出るのにポスターの下絵としてあらか用いた。文字とバックの色を工夫したらポスターとしての使合がもっと生きて来たと思う。

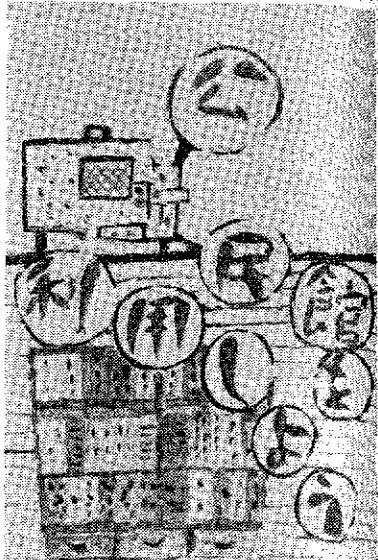


西津市野浦校六年 羽豆重幸

【評】この児童はきっと村の公民館がある事がうれしい、名前でさえあるかもしれない。ひょきんな子供が村の公民館を遠くから描いている。文字はポスターの字として書いていますが、見やすい子供らしいポスター。

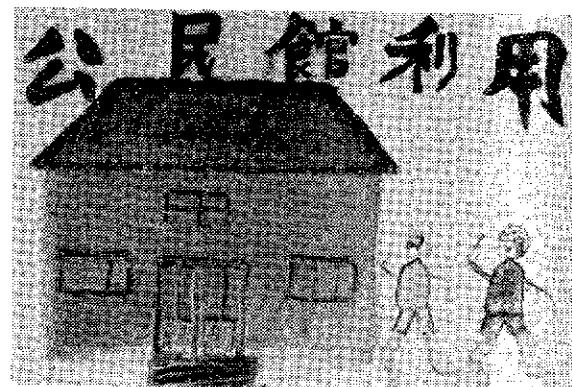
【評】「ずいぶん工夫したポスター」。教具の複写機のポスターとしての扱いと、リールを引用しながら文字を入れている創意はおもしろい、圖面構を配したものその公民館の影響だと想う。したがって上の二線は力強い表現。

西津市野浦校六年 後藤澄夫



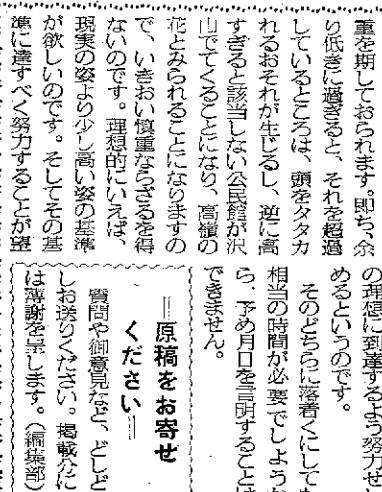
西津市野浦校六年 白井重富

【評】応募作品中建物を扱ったのは少い。この作品は村の公民館の建物が、明るい空気の中にくつきり画面に現され、しかもその建物が民家と異なる近代性を子供っぽさの中に表現している。配した人物(子供)が生々としてこの施設に向って行くほほえましいポスター。



西津市野浦校六年 白井重富

【評】応募作品中建物を扱ったのは少い。この作品は村の公民館の建物が、明るい空気の中にくつきり画面に現され、しかもその建物が民家と異なる近代性を子供っぽさの中に表現している。配した人物(子供)が生々としてこの施設に向って行くほほえましいポスター。



西津市野浦校六年 羽豆重幸

【評】この児童はきっと村の公民館がある事がうれしい、名前でさえあるかもしれない。ひょきんな子供が村の公民館を遠くから描いている。文字はポスターの字として書いていますが、見やすい子供らしいポスター。

【問】社会教育法二十三条の規定で、公民館の運営を定めるものとする」と規定されていますがこの基準は何時示されるのでしょうか。事情をお聞き下さい。(ある館長)

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】まれる説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。

【問】これまでの説です。この類題的な基準がなかなかにむづかしいので、公民館の成長度に大きな差があるだけにむづかしいことがあります。新規がお判りのこと存じます。

【答】お尋ねのとおり社会教育法第二十一条では、「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」とあります。そこで、公民館であるためには、運営に必要な基準を定めるもの。即ち第一案は最低の線を出しますが、過日の改正によって「文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要な基準を定めるもの」となったのです。









